

# 第11回米原市定例教育委員会

日 時：平成20年11月21日  
13時45分開会  
場 所：米原市役所山東庁舎  
3階 第2委員会室

出席者 教育委員：山岡委員長 松寫委員 堀田委員 河居委員 瀬戸川教育長  
教育委員会事務局：中谷教育部長  
教育総務課：馬淵課長 上村課長補佐  
学校教育課：山本課長  
まなび推進課：児玉課長

書 記 藪田

## 1. 委員長あいさつ

山岡委員長よりあいさつ

## 2. 事務局からの報告

- ①教育総務課より概要説明
- ②学校教育課より概要説明
- ③まなび推進課より概要説明

## 3. 議題

議案第57号 米原市一般会計補正予算（第4号）教育関係について  
事務局（教育総務課・学校教育課・まなび推進課）より概要説明

議案承認

議案第58号 工事請負契約の締結について（東部給食センター厨房設備工事）  
事務局より概要説明

委 員：金額が、物価等の高騰によりあがっているが、当初の見込みに比べ何パーセントぐらいあがったか。

事務局：当初は12億の予算であったが、実際経過してみると約14億となり、2億弱不足した。主な内容として設計業者の話では、鋼材価格が昨年度より5割あがったとのこと。東部給食センターについては、4工種あり、その内3工種については12億の中でまわり、予算補正の後、残りの厨房工事について、今回、発注を行った。

議案承認

議案第59号 公の施設における指定管理者の指定について  
事務局より概要説明

委 員：指定管理者になり数年がたち、どのような良い面があり、また、どのような悪い面があったか。

事務局：柏原生涯学習センターは、以前から区が管理しているので、指定管理になっても何ら変化がなく行っている。

公民館は、良い面では民間が行うことにより、行政では思いつかない事業ができています。子ども向き事業等がある。また、市民ボランティアの広いネットワークができ、市民サービスができています。

マイナス面では、行政が直接施設の管理運営をする場合に比べ、市民の税金で管理運営をしていることについて、意識が若干薄い感じがする。しかし、連携や情報交換を行うことにより間違いのない経理を行っていただいている。

市民からもいろいろな意見があるが、例えば指定管理者が誰でも入れる気軽な場所ということで事務所を開放しているが、今までの事務所の雰囲気になれた人からは、乱雑になったのではという意見もある。民間が管理運営することにより、市民からは良い面でもとらえる人もいますし、マイナス面でもとらえる人もいます。

委員：ボランティアネットワークについて、市民が、民間の事業に参加していただくことはうれしく思うが、市民の活用面では、今まで以上に活性化されているのか。

事務局：全般的にみれば、事業の展開や独自のイベント等により、市民の方が公民館へ参加する回数は増えていると思う。

委員：指定管理になって費用的なものはどうか。

事務局：指定管理料は、市が行っていたときを参考に算定しており、市が行っている人件費より今の人件費は削減されているので経費は削減されている。

議案承認

#### 議案第60号 後援等名義使用承認について

- ・第23回人権啓発研究集会・部落解放研究第16回滋賀県集会（まなび推進課）

事務局より概要説明

後援名義承認

- ・平成20年度「リズム水泳教室」（まなび推進課）

事務局より概要説明

後援名義承認

- ・気軽にどこでもアート交流事業「アートはみんなのもの」（まなび推進課）

事務局より概要説明

共催承認

- ・ソーシャルワーク「学習会シリーズ8」（学校教育課）

事務局より概要説明

委員：次回から様式は、後援名義の様式で提出してもらうように伝えること。

後援名義承認

- ・クリスマスコンサート&リース作り

事務局より概要説明

委員：クリスマスというネーミングは宗教的に問題ないのか。学校では年忘れ会に変更することもあるが、宗教的な活動をしないことなど条件を付けて後援を承認することにはどうか。

委員：内容をみて、条件をつけて承認することでよいと思う。

委員：一定の条件をつけていただき、条件を遵守する場合、承認するかたちとする。

後援名義条件付承認

#### 4. その他

・米原市立小中学校におけるネットワーク利用に関するガイドラインについて

事務局より概要説明

委員：ガイドラインは、職員に教育する項目も含まれているのか。

事務局：含まれている。

委員：職員の意識化が大事である。

委員：学校のパソコンについて、ウイルス対策ソフトは入っているのか。

事務局：当課で関わっている物件は入っている。リース切れのものも含めてチェックはしている。

事務局：ウイルス対策は、定期的にアイコンのウイルスチェックをする必要がある。

委員：文言修正について、第3条の「情報の適切な判断」でよいのか。

事務局：「情報内容についての適切な判断」に変更する。

委員：第6条第1項の「学校長」はどうか。

事務局：「校長」に変更する。

委員：第9条第1号の「学校長」は、第6条第1号で「管理者」に充てられており、「管理者」と扱うべきではないか。

事務局：「管理者」である。

委員：専門的に「条」「項」「号」の次は何か。

事務局：「ア・イ・ウ」である。

委員：第13条第1項の次の「ア・イ・ウ」は、「(1)・(2)・(3)」とし、また第13条第1項では、「以下の範囲」であるが第14条第2項では「次に掲げる内容」になっているので、第13条第1項は、「次に掲げる範囲」に変更した方がよいのではないか。

事務局：変更します。

委員：幼稚園・保育園の先生は、米原市のセキュリティポリシーで取り扱うのか。

事務局：市職員であり、基本的には市のポリシーの範疇になるが幼稚園等の実態を知る必要がある。

事務局：情報政策課の研修には、参加いただいている。

事務局：正規職員には、公的に設置したパソコンがある。

委員：臨時職員等はパソコンがないのか。

事務局：ない。

委員：学校は、ネットワークがつながっているのか。

事務局：すべての学校1台のみつながっている。

委員：市の職員は、何ヶ月に1回情報セキュリティの講習を受けるようになっているのか。

事務局：情報政策課が開催する研修に参加している。

事務局：月1回情報セキュリティのチェックする項目はある。

委員：ガイドラインを作成してもチェック機能や講習は必要と考える。管理簿も教育委員会が学校に

不意に訪問しチェックするシステムが良いと考える。

事務局：人事訪問で確認はしている。

委員：学校のパソコンのインターネットについて規制はあるのか。

事務局：フィルタリングソフトが入っている。情報教育は大事であるが、先生や保護者も子ども以上に知識をもつ必要がある。

委員：学校でも情報教育をする場合は、子ども達にモラルをしっかりと伝えていただきたい。

委員：立派なガイドラインができて、運用面でできていなければ意味がない。職員の啓発や感覚を磨く機会等が必要と考える。

#### ○次回定例教育委員会

12月16日（火）午後1時30分～

以上をもって第11回定例教育委員会を15時35分に終了した。